

出席株主全員の賛成で決議が成立する旨の定款と総会決議の取消

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 4 月 22 日

【事 件 番 号】 令和 2 年（ネ）第 3318 号

【事 件 名】 株主総会決議取消請求控訴事件

【裁 判 結 果】 控訴棄却

【参 照 法 令】 会社法 331 条 5 項・369 条 1 項・309 条 1 項・341 条・346 条・466 条・831 条 2 項

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25592205

埼玉大学准教授 芝 園子

事実の概要

Y 社（被告・控訴人）は昭和 34 年に A により設立された取締役会設置会社であり、その定款は、14 条において「株主総会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか出席株主全員これに代わる」と定めている。

X（原告・被控訴人）は、A の弟で Y 社の株主 3300 株を有する株主であり、平成元年 10 月 26 日から平成 8 年 4 月 1 日まで、Y 社の代表取締役を務めた。

A の妻 B の弟である C は、昭和 57 年 6 月頃から取締役を務め、平成 7 年頃からは被告の代表取締役を務めたが、平成 16 年に Y 社の取締役及び代表取締役を退任した。その後 C は平成 23 年 3 月 13 日に被告の取締役及び代表取締役に就任したが、同年 10 月 6 日に死亡した。

B は、平成元年 10 月 26 日に被告の取締役に就任したが、平成 16 年 5 月 29 日に退任した。その後 B は、平成 23 年 3 月 13 日に被告の取締役に就任したが、同年 10 月 20 日に辞任した。

A の子 D は、平成 3 年頃に Y 社の取締役に就任したが、平成 16 年 5 月 29 日に取締役に退任した。

平成 23 年 10 月 21 日付けで Y 社の臨時株主総会が開催され、E 及び F を Y 社の取締役に選任する旨の株主総会議事録が作成され、同決議に基づく登記が登記された。また、平成 25 年 6 月 4 日付け及び平成 27 年 6 月 8 日付けで Y 社の定時株

主総会がそれぞれ開催され、E、D 及び F を Y 社の取締役に重任する旨の各決議がされた旨の各株主総会議事録が作成され、各決議に基づく各登記がなされた。しかし、これらの株主総会が開催された事実はないとして、これらの決議がいずれも不存在であることを確認する旨の判決（判例集未登載）が平成 30 年 2 月 19 日に言い渡されて、その後確定した。

平成 30 年 4 月 18 日に開催された Y 社の臨時株主総会では、E、D、及び F を Y 社の取締役に選任する旨の決議、B、C、及び D 等に退職慰労金を支給する旨の決議が行われた。また、同年 5 月 28 日に開催された定時株主総会において、Y 社の決算報告書は承認された。いずれの決議も、賛成株主と反対する株主の有する議決権の数は、それぞれ 1 万 3170 個、5000 個であった。

これに対して、X と A の弟 G は、平成 30 年 4 月 18 日の取締役選任決議及び退職慰労金支給決議の不存在を確認するとともに、同年 5 月 2 日の計算書類承認決議の取消を求めた。そして予備的請求として 4 月 18 日の決議の取消を求めた。

原審¹⁾は、取締役選任決議及び退職慰労金支給決議について、不存在確認の訴えは棄却したが、反対の議決権行使があったため、定款 14 条の違反があり、法令または定款に違反しているとして、取消請求を認容した。しかし、計算書類承認決議については定款 14 条は無効であるとして、取消請求を棄却した。

判決の要旨

1 本件臨時株主総会の招集手続に瑕疵があるか否かについて

「本件臨時株主総会の招集時において、D及びBは、いずれも被告の取締役権利義務者であったところ、取締役会の定足数（会社法 369 条 1 項）の算定の基礎となる取締役は、現存取締役の数が法律又は定款で定める員数の最低限（取締役会設置会社であり、かつ、定款において取締役会の定足数について別段の定めがない被告においては、会社法 331 条 5 項に基づき 3 名である。）を下回っている場合には、その最低限の数を基礎とすべきと解されるところ、本件においては、定足数を満たす 2 名の取締役権利義務者である D 及び B によって本件臨時株主総会の招集に係る取締役会の決議がされているものと評価することができるから、本件臨時株主総会の招集について取締役会の決議を欠く旨の X の主張は、理由がない」。

2 株主総会の決議要件に関する瑕疵があるか否かについて

「株主総会の決議は法令に別段の定がある場合を除くほか出席株主全員の同意を要する」とする「定款」の定めも、原則として有効と解すべきであるが、計算書類の承認等、定時株主総会において必ず決議すべき事項についてまで出席株主全員の同意が要求されると、決議が成立せず会社運営に支障を来すおそれがあるから、当該定款は、上記の特定の決議事項に適用される限度において例外的に無効であると解するのが相当である」。

「定時株主総会において必ず決議すべき事項である計算書類の承認（会社法 438 条参照）であるから、同決議についても出席株主全員の同意を要する旨の被告の定款 14 条は、同決議に適用される限度において無効と解される」。

3 裁量棄却されるか否か

「株式会社の最高意思決定機関である株主総会の決議要件を加重した被告の定款 14 条に違反する事実は重大というほかなく、また、仮に被告の定款 14 条に従ったとすれば、本件臨時株主総会における……各決議は、反対する株主の存在によ

り否決されていたというべきであるから、その瑕疵が決議に影響を及ぼさないものであるとは認められないのであって、本件において会社法 831 条 2 項に基づいて Y 社の請求を裁量棄却するのは、相当ではない」。

4 Y 社の定款 14 条について

「Y 社の定款 14 条の定めは株式会社の定款に関する自治を認める趣旨から設けられた規定であるから、その改定を行う必要が生じた場合も、同じく会社の自治に基づき、株主総会決議（会社法 466 条）をもってその変更を行うことが予定されていたというべきであって、Y 社の定款 14 条を定めた当時存在した事情について、その後に変化が生じたという理由のみによっては、当該定款の定めが当然無効になると解することはできない」。

「取締役の選任決議について出席株主全員の同意を要する旨の同条の定めを置くに当たっては……そのメリットやデメリットが検討されたものと推認される上、これまで同条を定款に関する自治により改定する機会は存在したものと認められる。また、同条により、仮に株主総会による決議の成立が不可能となった場合でも、役員等に欠員が生じた場合の措置（会社法 346 条参照）といった代替手段があることに鑑みれば当該定款の定めを無効と解する必要はない」。

判例の解説

一 はじめに

本判決は、定款で株主総会決議の成立に出席株主全員の賛成が必要であると定める会社²⁾において、計算書類の承認決議は、定款の定めが無効であるとして取り消し、取締役選任決議と退職慰労金の承認決議は、定款の定めが有効であるとして取消を認めなかった事例である³⁾。

二 分析

1 309 条 1 項と「出席株主全員の賛成」

株主総会決議の普通決議の決議要件を定めるのは、会社法 309 条 1 項である。309 条 1 項では、定款の定めにより決議要件を加重することが認め

られている。

そして立法担当官⁴⁾及び有力学説⁵⁾は、頭数要件を加えるとか、株主全員の同意を決議成立要件とする定款の定めも、原則として有効であると解する。もっとも有力説は、特定の決議事項につき特定の形に決議要件を加重する定款の規定が無効であることはありうるとする。特に、定時株主総会において必ず決議すべき事項である、計算書類の確定等につき株主全員の同意が要求されると、閉鎖型のタイプの会社でも決議が成立しないおそれが生ずるので、当該定款は無効と解すべきである、とする。

本判決は、この学説を採用して、計算書類の確定については、出席株主全員の賛成の決議要件を定める定款は無効であるとして、決議の取消を認める一方で、出席株主全員の賛成を得られなかった、取締役選任決議と退職慰労金支給の承認決議を取り消した。

2 取締役の選任決議と「出席株主全員の賛成」

(1) 取締役選任決議については、会社法 341 条が 309 条 1 項の特則を定めている。341 条は、「出席した当該株主の議決権の過半数」を上回る割合を定款で定めることができると、特に条文に書き込んでいる。そして「出席株主全員の賛成」は、この多数要件を最大限に高めたものである。したがって、会社法の文言上、出席株主全員の賛成を要する旨を定める定款の規定が、形式上有効であることは疑うべくもない。そして、本判決はそれを確認した判決といえる。

(2) ところが一方で、「出席株主の全員の賛成」という多数要件を認めれば、出席株主の一人でも反対すれば決議は成立せず、持株数に関わりなく出席株主全員に拒否権を与えたことになるので、頭数要件を採用したかのような結果となる。そして、立法担当官は、会社法 341 条においては、決議要件として頭数要件の採用は認められていない、と述べる⁶⁾。

しかし、「出席株主全員の賛成」は、頭数要件の採用であると同時に、多数要件である「出席株主の有する議決権の過半数」を最大限に加重したものである。したがって、341 条が頭数要件を認めるか否かに関わりなく、多数要件の加重とし

て、「出席株主全員の賛成」は有効であると考えられる。

なお立法担当官は、309 条 1 項と異なり、341 条では定款で頭数要件の採用を認めない理由として、「頭数要件の設定は主として少数株主保護のための措置」であるが、少数株主保護のためには、累積投票や種類株主による取締役の選任など少数株主の意向を反映させるための制度が設けられていること、そして、「頭数要件の付加によってデッドロックに陥ることをできるだけ防止する」ことを挙げている⁷⁾。

頭数要件を採用すれば、デッドロックに陥る可能性が高くなる、と立法担当官は考えているようである。しかし、議決権を行使した株主の数が奇数であれば、デッドロックはおこらない。頭数要件を採用すれば、デッドロックの発生の可能性が高くなる、とは必ずしもいえない。また、少数株主の意見を取締役の選解任に取り入れるための他の制度が存在することは、必ずしも、頭数要件の採用を認めない理由とはならない⁸⁾。

(3) 有力学説は、取締役の選任・解任につき株主全員の同意を要求する定款は、閉鎖型のタイプの会社において有効であり、取締役の選任・解任に、頭数要件や株主全員の賛成を要求する旨を定める定款は有効と解する⁹⁾。

これに対しては、決議が成立できないような、多数要件を定める定款は無効である、とする平成 17 年会社法制定前の見解もある¹⁰⁾。しかし平成 17 年会社法制定では、309 条 1 項の「出席した当該株主の議決権の過半数」について、定款で加重できる旨の文言が付加されたものの、上限を制限する旨の定めは置かれなかった。

3 デッドロックの解決について

「出席株主全員の賛成」という決議要件を定款で定めれば、容易にデッドロックが発生してしまうことは、自明である。しかし取締役選任決議の成立に株主全員の賛成を要すると定める定款規定を有効と解した場合でも、不都合は生じない、と本判決は以下のように述べる。

①定款を定めた当時に存在した事情に、その後変化が生じたという理由だけで、定款の定めが当然無効と解すべきではない、②決議が成立せず会

社運営に支障を来すおそれがある場合が生じたとしても、「取締役の選任決議について出席株主全員の同意を要する旨の同条の定めを置くに当たっては……そのメリットやデメリットが検討されたものと推認される上、これまで同条を定款に関する自治により改定する機会が存在した」、③株主総会の決議の成立に、出席株主全員の賛成を要する旨を定める定款の定めは、改定の必要があるならば、株主総会決議（会社法 466 条）をもってその変更をすればよい、④「仮に株主総会による決議の成立が不可能となった場合でも、役員等に欠員が生じた場合の措置（会社法 346 条参照）といった代替手段があることに鑑みれば当該定款の定めを無効と解する必要はない」。

しかしこれらによっても、選任決議の成立に出席株主全員の賛成を要すると定める定款規定を有効と解した場合に生じる不都合を、完全に解決できるかどうかについては、疑問が残る。

たしかに①②は正論ではあるが、定款を作成した当時の株主全員が集うことのできない数十年後に、たまたまその会社を運営し維持している者が、その定款に縛られることになるかもしれない。それでよいのだろうか。③に関しては、出席株主全員の賛成が得られないからこそ、定款を変更することもできず、紛争となっているのではないか。そして、④については、取締役権利行使者で取締役会の定足数が満たされる限りは、新たな取締役選任の決議をできないまま、会社は運営され続ける可能性があるが、それでよいのか。また、取締役会の定足数が満たされなくなったときには一時取締役が選任されるであろうが、会社外部の者を、選任する選択肢しかなくて良いのだろうか。なお有力説は代替手段に、取締役解任の訴え（会社 854～856 条）も加える¹¹⁾が、解任決議が確定しても、全員賛成の多数要件が変更されない限り、株主総会で次の取締役を選任することはできない。そして、訴訟が行われている間、不和や訴訟により経営が阻害され、会社が事業活動に注力するのは困難になるかもしれない。

三 おわりに

本判決のような事例では、不和を抱えた株主たちが一つの会社にとどまる限り、紛争は解決しな

い。少数派株主が保有株式を適正な価格で売却して、会社から離脱することが、最善の最終解決であろう。

本判決で勝訴した X は、株式買収の交渉が行われれば、有利に交渉を進めることができるかもしれない。しかし X の納得いく形で買取りが実現するかどうかは不透明なままである。とはいえ現行法の解釈としては、株主総会決議の成立に出席株主全員の賛成を要することを定める定款規定を、無効であるということとはできない。

●——注

- 1) 東京地判令 2・8・19 (LEX/DB25585792、2020WLJPC A08198006)。
- 2) 「法令に別段の定めがあるとき」を除き「出席株主全員の賛成」を要する旨を定める Y 社の定款は、普通決議のみについて「出席株主全員の同意」を定める趣旨であるとも考えられる。定款作成当時は、特別決議と特殊決議では、定款の定めによる決議要件の変更は、明文では認められていなかった。
- 3) 本判例の解説には、弥永真生「会社法判例速報」ジュリ 1564 号 (2021 年) 2 頁がある。
- 4) 相澤哲＝石井裕介「株主総会以外の機関（上）」商事 1744 号 (2005 年) 95 頁。
- 5) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 8 版〕』（有斐閣、2021 年）371 頁注 1。
- 6) 前掲注 4)。
- 7) 前掲注 4)、相澤ほか編著『論点解説新・会社法』（商事法務、2006 年）299 頁。
- 8) 奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタル会社法 (2)〔第 2 版〕』（日本評論社、2016 年）120 頁〔潘阿憲〕（「他の制度による少数派保護が図られているとしても、それが本条の解釈として頭数要件の設定による少数派保護の必要性を否定する理由にはならない」）。
- 9) 前掲注 5)。
- 10) 森本滋『会社法〔第 2 版〕』（有信堂高文社、1995 年）212 頁注 3。
- 11) 前掲注 4)。